

令和6年第3回奥州市議会定例会付議事件

(令和6年8月30日)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第2号 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第3号 奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について

議案第4号 奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金条例の一部改正について

議案第5号 奥州市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止について

議案第6号 字の区域を変更することに関し議決を求めることについて

議案第7号 字の区域を変更することに関し議決を求めることについて

議案第8号 (仮称)奥州西学校給食センター新築電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第9号 岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の処理する事務の変更及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

議案第10号 令和6年度奥州市一般会計補正予算(第6号)

議案第11号 令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第12号 令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第13号 令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 令和6年度奥州市米里財産区特別会計補正予算(第1号)

- 議案第15号 令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第18号 令和5年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第19号 令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第20号 令和5年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第21号 令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第22号 令和5年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第23号 令和5年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第24号 令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第25号 令和5年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第26号 令和5年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第27号 令和5年度奥州市病院事業会計決算認定について
- 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 報告第2号 令和5年度奥州市健全化判断比率及び令和5年度奥州市資金不足比率の報告について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 久保田 淳
生年月日 （略）

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の高橋裕紀氏は、令和6年12月31日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行により健康保険証が廃止されることに伴い、関係条例を整備しようとするものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正）

第1条 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（平成18年奥州市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第9条中「保険証とともに」を削る。

（奥州市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 奥州市国民健康保険条例（平成18年奥州市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 2 号

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、これに従い定める市の基準を改めるほか、引用する条項を改めるため、関係条例を整理しようとするものである。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(奥州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 奥州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年奥州市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次条」を「次条第1項」に改め、同条第2項中「第140条の66第4号」を「第140条の66第1号イ」に改め、「地域包括支援センター運営協議会をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第3条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

第3条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

(奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年奥州市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について

奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行により保険証に係る規定を削るとともに、児童扶養手当法施行令の一部改正により引用条項を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年奥州市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第4条第2号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改める。

第10条中「保険証とともに」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第4条の改正規定は令和6年11月1日から、第2条及び第10条の改正規定は同年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、令和6年11月1日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。
- 3 新条例第10条の規定は、令和6年12月2日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

議案第 4 号

奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金条例の一部改正について

奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

前沢牛の定義の変更により前沢牛の生産地に係る要件が緩和されたことに伴い、これに準じて肥育素牛選抜導入貸付事業の対象地域を拡大するとともに、基金の額を増額することにより、前沢牛肥育農家の経営規模の拡大及び前沢牛の銘柄確保に資するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金条例の一部を改正する条例

奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金条例（平成18年奥州市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奥州市前沢」を「奥州市水沢、水沢佐倉河、水沢真城、水沢姉体町、水沢羽田町、水沢黒石町、前沢」に、「及び前沢生母」を「、前沢生母、胆沢小山、胆沢南都田、胆沢若柳及び衣川」に改める。

第3条中「4,000万円」を「6,000万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

奥州市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止について

奥州市家畜導入事業資金供給事業基金条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

肉用牛資源の拡大と乳用牛群の資質向上及び高齢者等福祉の向上に資することを目的として設置した奥州市家畜導入事業資金供給事業基金を活用した事業の実施がなく、他の事業の活用によりその目的が果たされているため、同基金を廃止しようとするものである。

奥州市家畜導入事業資金供給事業基金条例を廃止する条例

奥州市家畜導入事業資金供給事業基金条例（平成18年奥州市条例第86号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

字の区域を変更することに関し議決を求めることについて

別紙のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

経営体育成基盤整備事業真城南地区の施工に伴い、土地の区画及び形状が変更され、従来の字の区域が区画上合理性を欠くこととなったため、字の区域を変更しようとするものである。

字区域変更調書

1 奥州市水沢真城字中林下に編入する区域

奥州市水沢真城字土手根156の1、157の1の一部、158から161までの各一部、169から172までの各一部、177から179までの各一部、180、181の1、181の2、182の1、182の2、183の1、183の2、184から192までの各一部、193から195、196の1、197の1及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

2 奥州市水沢真城字川尻前に編入する区域

(1) 奥州市水沢真城字土手根177、178に隣接する水路である公有地の一部

(2) 奥州市水沢真城字中林下46の地先の道路である公有地の全部及び44から49まで、128から130まで、132、191から194まで、196、197、200、207に隣接する水路である公有地の一部

3 奥州市水沢真城字谷地に編入する区域

(1) 奥州市水沢真城字川尻前143から156までの各一部、158の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに143、158の地先の道路である公有地の全部

(2) 奥州市水沢真城字土手根29に隣接する水路である公有地の全部及び82、175から177までに隣接する水路である公有地の一部

(3) 奥州市水沢真城字町下227の1の一部及び226、227の1に隣接する水路である公有地の全部

4 奥州市水沢真城字土手根に編入する区域

奥州市水沢真城字谷地110の1、111の地先の道路である公有地の一部

5 奥州市水沢真城字町下に編入する区域

奥州市水沢真城字谷地46か49までの地先の道路である公有地の一部

6 奥州市前沢古城字北町に編入する区域

奥州市前沢古城字北館35の1、36の1、38の1、40の1、42、43の1、46の1、47の1、49の3、52の1及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字北町84、87、88に隣接する水路である公有地の全部、88の地先の道路である公有地の全部

議案第 7 号

字の区域を変更することに関し議決を求めることについて

別紙のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

経営体育成基盤整備事業南方地区の施工に伴い、土地の区画及び形状が変更され、従来の字の区域が区画上合理性を欠くこととなったため、字の区域を変更しようとするものである。

字区域変更調書

1 奥州市胆沢小山字下大谷地に編入する区域

- (1) 奥州市胆沢小山字上大谷地124、125及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
- (2) 奥州市胆沢小山字下大谷地411に隣接する字荒屋敷の水路である公有地の全部
- (3) 奥州市胆沢小山字下大谷地84の5、85の1、87、88、91の2、92、95、96、101、102、107、108、111に隣接する字荒屋敷の道路、水路である公有地の全部
- (4) 奥州市胆沢小山字荒屋敷672の一部、674の一部、675の一部

2 奥州市胆沢小山字前嘉藤に編入する区域

奥州市胆沢小山字下大谷地34の1の全部

3 奥州市胆沢小山字荒屋敷に編入する区域

- (1) 奥州市胆沢小山字上大谷地22の一部、24の1の一部、24の2の一部、24の3の一部、24の4の一部、24の7の一部、25の3の一部、26の2の一部、26の3の一部、27の1の一部、27の3の一部、29の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
- (2) 奥州市胆沢小山字下大谷地112の1に隣接する水路である公有地の一部
- (3) 奥州市胆沢小山字荒屋敷4の2に隣接する字伊勢堂の水路である公有地の全部
- (4) 奥州市胆沢小山字伊勢堂355の一部、360の一部、384の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部
- (5) 奥州市胆沢小山字伊勢堂361、363から365まで、366の2、367から371までの地先の水路である公有地の一部
- (6) 奥州市胆沢小山字伊勢堂374の一部
- (7) 奥州市胆沢小山字伊勢堂82の2の一部、104から106まで、144の2、147、148の1、149の1、150、151、152の1、153の1、154の1、155の一部、156の1の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
- (8) 奥州市胆沢小山字伊勢堂408の一部、409の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部

4 奥州市胆沢小山字伊勢堂に編入する区域

- (1) 奥州市胆沢小山字荒屋敷52、54、58、59、65、137に隣接する道路である公有地の一部
- (2) 奥州市胆沢小山字荒屋敷379の一部及び隣接する水路である公有地の全部
- (3) 奥州市胆沢小山字荒屋敷394に隣接する水路である公有地の一部

5 奥州市胆沢小山字北赤堰に編入する区域

- (1) 奥州市胆沢小山字伊勢堂400、401、405から407までに隣接する道路である公有地の全部
- (2) 奥州市胆沢小山字伊勢堂188から190まで、262の1、262の2、263、290の

- 2、291に隣接する水路である公有地の一部及び地先の道路である公有地の全部
- (3) 奥州市胆沢小山字明山224の一部、225の一部、227の一部、228の一部、229の一部、233の一部、234の一部、237の一部、238の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに239、241、242に隣接する道路、水路である公有地の全部

議案第 8 号

（仮称）奥州西学校給食センター新築電気設備工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることについて

（仮称）奥州西学校給食センター新築電気設備工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

（仮称）奥州西学校給食センター新築電気設備工事

2 工事場所

奥州市胆沢小山字道場地内

3 契約金額

463,100,000円

4 請負者

住所 岩手県奥州市水沢真城字北下田70番地2

氏名 （株）電友社・岩手信号防災（株）・（有）エンドー電設特定市営建設
工事共同企業体

構成員（代表者）

株式会社電友社

代表取締役社長 後藤 竜嘉

構成員

岩手信号防災株式会社

代表取締役 境 正志

構成員

有限会社エンドー電設

代表取締役 遠藤 和幸

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

（仮称）奥州西学校給食センター新築電気設備工事の請負契約を締結しようとするものである。

議案第 9 号

岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の処理する事務の変更及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する関係市町村の処理する事務の一部を変更することの協議及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第887号）を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行により後期高齢者医療の被保険者証が廃止されることに伴い、岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する関係市町村の処理する事務の一部を変更するものである。
- 2 上記の理由のほか、関係市町村の負担金の算定に係る基準日を改めるため、岩手県後期高齢者医療広域連合規約について所要の改正をしようとするものである。

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年岩手県指令市町村第 887 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第 2 備考中「当該年度」を「前年度」に、「10 月 1 日」を「9 月 30 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 変更後の岩手県後期高齢者医療広域連合規約別表第 2 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、令和 6 年度以前の年度分の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

岩手県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

変更後	変更前
○岩手県後期高齢者医療広域連合規約 平成19年 1 月22日岩手県指令市町村第 887号 一部変更 略 令和 年 月 日 岩手県指令市町村第 号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約 第1条から第18条まで 略 附 則 略 附 則 (令和 年岩手県指令市町村第 号) (施行期日) 1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。 (経過措置) 2 変更後の岩手県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、令和7年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の年度分の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。 別表第1 (第4条関係) (略) (2) 資格確認書等 の引渡し (3) 資格確認書等 の返還の受付 (略) 別表第2 (第17条関係) (略) 備考 1 均等割については、前年度 の 9 月30日現在における市町村数による。 2 人口割については、前年度 の 9 月30日現在の住民基本台帳人口による。 3 後期高齢者人口割については、前年度 の 9 月30日現在の住民基本台帳に基づく75歳以上の人口数及び高齢者医療確保法第50条第2号の規定による認定を受けた者の数による。 (略)	○岩手県後期高齢者医療広域連合規約 平成19年 1 月22日岩手県指令市町村第 887号 一部変更 略 岩手県後期高齢者医療広域連合規約 第1条から第18条まで 略 附 則 略 別表第1 (第4条関係) (略) (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 (略) 別表第2 (第17条関係) (略) 備考 1 均等割については、当該年度の10月1日現在における市町村数による。 2 人口割については、当該年度の10月1日現在の住民基本台帳人口による。 3 後期高齢者人口割については、当該年度の10月1日現在の住民基本台帳に基づく75歳以上の人口数及び高齢者医療確保法第50条第2号の規定による認定を受けた者の数による。 (略)

議案第10号

令和6年度奥州市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度奥州市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第11号

令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第12号

令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第13号

令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第14号

令和6年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第15号

令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第16号

令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）

令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第17号

令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について

令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第18号

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第19号

令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第20号

令和5年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第21号

令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第22号

令和5年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第23号

令和5年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第24号

令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第25号

令和5年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和5年度奥州市水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第26号

令和5年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和5年度奥州市下水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第27号

令和5年度奥州市病院事業会計決算認定について

令和5年度奥州市病院事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第 1 号

自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月30日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第11号

専 決 処 分 書

奥州市江刺愛宕字駒籠地内における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

9,295円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を100対0とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額9,295円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和6年5月1日午後3時30分頃、協働まちづくり部生涯学習スポーツ課の職員が運転する公用車が奥州市江刺愛宕字駒籠地内を走行中、駐車していた相手方車両の左側サイドミラーに接触し、当該車両を損傷させたことによる。

令和6年8月9日

奥州市長 倉 成 淳

報告第 2 号

令和 5 年度奥州市健全化判断比率及び令和 5 年度奥州市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、令和 5 年度奥州市健全化判断比率及び令和 5 年度奥州市資金不足比率を次のとおり報告する。

1 令和 5 年度奥州市健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15. 5	24. 4
早期健全化基準	11. 61	16. 61	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

2 令和 5 年度奥州市資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
奥州市水道事業会計	—	20. 0
奥州市下水道事業会計	—	20. 0
奥州市病院事業会計	—	20. 0
奥州市浄化槽事業特別会計	—	20. 0
奥州市工業団地整備事業特別会計	—	20. 0

令和 6 年 8 月 30 日提出

奥州市長 倉 成 淳